

## 大阪市立大学知的財産ポリシー

### I. はじめに

大阪市立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動を通して得られる知的財産の創出、取得、管理、活用という知的創造サイクルを円滑に実施できる体制を確立するため、大阪市立大学知的財産ポリシーを定める。

### II. 知的財産戦略の策定

・本学は、本学にふさわしい知的財産の創出・取得・管理・活用を図るために、適切な方策を企画・立案する。

### III. 知的財産の創出支援

・本学は、教育・研究環境の充実を積極的に進め、知的財産の創出を支援する。  
・本学は、企業および公的機関との連携の促進により研究活動を活性化させ、知的財産の創出を支援する。

### IV. 知的財産の取得

・公立大学法人大阪（以下「法人」という。）は、知的財産の取得を推進するため、その積極的な発掘に努めるとともに、適切かつ迅速に評価し、承継する。

### V. 知的財産の管理・保護

・法人が承継した知的財産は、速やかな権利化を図ると同時に、適正に管理し、定期的な評価を行うとともに、その権利を保護する。

### VI. 知的財産の活用

・権利化された知的財産は、効果的かつ効率的な実施許諾や譲渡などにより活用し、速やかに社会還元するとともに、研究活動への還元によりその更なる推進に資するよう努める。